

登録査定

商標登録出願の番号 商願2014-059355
起案日 平成26年11月14日
特許庁審査官 石塚 利恵 3061
指定商品又は指定役務並びに商品及び役務の区分
第9類
願書のとおり
商品及び役務の区分の数 1
商標登録出願人 株式会社キャブ
代理人 藤田 壮一郎

この商標登録出願については、商標法第16条の規定によって商標登録の査定をします。

上記はファイルに記録されている事項と相違ないことを認証する。

認証日 平成26年11月17日 経済産業事務官 高地 伸幸

注意：この書面を受け取った日から30日以内に登録料の納付が必要です。

登録査定

商標登録出願の番号 商願2014-059356
起案日 平成26年11月14日
特許庁審査官 石塚 利恵 3061
指定商品又は指定役務並びに商品及び役務の区分
第9類
願書のとおり
商品及び役務の区分の数 1
商標登録出願人 株式会社キャブ
代理人 藤田 壮一郎

この商標登録出願については、商標法第16条の規定によって商標登録の査定をします。

上記はファイルに記録されている事項と相違ないことを認証する。

認証日 平成26年11月17日 経済産業事務官 高地 伸幸

注意：この書面を受け取った日から30日以内に登録料の納付が必要です。